

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年3月6日に実施した健康福祉局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年1月11日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 監査対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年12月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 生活福祉課の報酬の支出に関する事務及び負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、民生委員児童委員に対する経費の支払において次のような事例が見られた。</p> <p>(イ) 間接的に交付する補助金の確認方法及び余剰金の取扱いについて 相模原市民生委員児童委員協議会運営補助金について、本補助金の交付要綱第2条は相模原市民生委員児童委員協議会(以下「市民児協」という。)が自主的に行う事業に要する経費のうち、市民児協の運営経費等を交付対象とする旨を規定するところ、市民児協が地区民児協へ交付する地区民児協運営交付金(以下「交付金」という。)を通じて連携・協力して実施する事業及び研修に要する経費を対象として交付決定し、市民児協は本補助金を当該交付金の充当財源としていた。</p>	<p>令和4年10月5日から令和5年3月6日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事例につきまして、改めて令和3年度の全22地区民児協の収支を確認したところ、各地区民児協において収入した交付金の額の合計と市民児協が地区民児協への支出額として計上した交付金の額が一致しなかったことにつきましては、相模湖地区民児協において、決算上、交付金収入を計上しなかった誤りが原因であったことが判明したため、市民児協を通じて誤りの修正を指示しました。後日当該地区民児協の決算書の修正を確認するとともに、市民児協が支出した交付金の額に誤りがないことを確認しました。また、支出総額が交付金の額を下回り交付金に残額が生じていた9地区につきましては、令和5年6月26日に市民児協から余剰金の返還報告を受け、計</p>

実績報告書類として提出された市民児協の事業報告書及び収支決算書を見ると、市民児協は、市補助金として873万2,880円を収入し、地区民児協への交付金として民生委員の定数933人に対し1人当たり9,360円(計873万2,880円)を支出したことが確認されたが、各地区民児協が補助金を充当した交付金によって実施した事業及び経費の用途は判明せず、市民児協からの実績報告が適正であるか判断できなかった。

このため、市民児協が各地区民児協から提出を受けた令和3年度の地区民児協の事業報告及び収支決算書の提供を求め、引き続き調査を行ったところ、次のとおりの結果であった。

a 収入を確認したところ、1地区において交付金収入が計上されていなかった。また、各地区民児協において収入した交付金の額を合計すると847万800円となり、市民児協が地区民児協への支出額として計上した交付金の額(873万2,880円)と一致しなかった。

b 収支残額を確認したところ、

923,861円が返還されました。

今回の御指摘を受け、市民児協と協議し、市補助金の実績報告における確認書類及び確認方法を見直しました。市においては、令和5年6月に市補助金の交付要綱を一部改正し、交付対象経費に地区民児協活動への助成金を明記するとともに、実績報告に当たっては、市民児協の事業報告書類に加え、地区民児協から提出を受けた実績報告書類の写しの提出を規定し、市においても地区民児協の実績報告書類を確認することとしました。また、市民児協においては、新たに地区民児協への補助金要綱を制定し、交付対象経費を明確にするとともに、年度終了時に地区民児協から実績報告書類の提出を受け、各地区における余剰金を確認することとしました。

今後につきましては、改正した要綱等の関係諸規定に基づき補助対象経費を確認し、適正な事務の執行に努めてまいります。

**【生活福祉課】**

全22地区で余剰金が生じていたが、交付金の額と支出総額（市民児協への会費負担金を除く）を比較すると、うち9地区において交付金の額が支出総額を上回り、交付金に残額が生じている状況であった。

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。）第2条第2号は補助事業等は補助金等の交付の対象となる事務又は事業、同条第3号は補助事業者等は補助事業等を行う者と定義している。

本補助金についてみると、補助事業等は市民児協が地区民児協へ交付する交付金を通じて実施する事業であり、補助事業者等は市民児協及び地区民児協であるから、補助金規則第15条に規定する実績報告書類の審査に当たっては市民児協に加え地区民児協の事業及び収支決算状況の確認が必要であり、市民児協が地区民児協の事業報告及び収支決算を確認していることをもって、本補助金の実績報告書類の審査とする取扱いは、不適正な事務処理である。

また、市民児協から地区民児協への交付金は、市の補助金を充当

財源としていることから、市民児協が地区民児協へ交付金を交付するに当たっては対象経費の基準を示すとともに、余剰が生じた場合の取扱いについて整理が必要である。

民生委員児童委員が情報や課題等の共有化、資質向上等を図る上で、地区民児協の活動は大変重要であり、その活動を支援する市として、各地区の状況を把握し、必要に応じて助言等を行うことは、地区民児協の事業の充実等にもつながることから、今後は、補助金規則の関係諸規定を再確認し、実績報告における確認書類及び確認方法を見直すとともに、間接的に交付する補助金の取扱いについて検討するなど、適正に事務を執行されたい。

【生活福祉課】